

第53期（令和4年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金専門部会（第2回）議事要旨

1 日時 令和4年8月2日（火）9時30分～12時00分

2 場所 熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席6名

4 議題

（1）金額提示

（2）金額審議

（3）その他

5 議事要旨

（1）労側の個別協議後、金額提示が行われた。

【労働者側金額提示】

・ 引上げ額56円を提示。

【労働者代表委員の主張】

・ 基本的見解で示した熊本県のリビングウェイジ990円を目指すと、現行の熊本県最低賃金は821円で差額は169円となる。政府の新しい資本主義では、2025年度にかけて1,000円を目指すとある。よって、169円割る3で56.3円なので、56円を提示する。熊本県で働く労働者の生活の安定、質的向上の趣旨に則った考え方である。

（2）使側の個別協議後、金額提示が行われた。

【使用者側金額提示】

・ 引上げ額17円を提示。

【使用者代表委員の主張】

- ・令和4年賃金改定状況調査第4表のDランクの賃金上昇率が1.9であり、とりあえず2%で計算すると、821円掛ける2%で16.42円、切り上げて17円を提示する。
 - ・原材料高、物価高の影響が出て、売上、利益にマイナスの影響を及ぼしている。中小企業、小規模事業所は、価格転嫁に苦しんでいる。
- (3) 公労協議、公使協議が行われたが、双方の主張の隔たりが大きく、結審には至らなかった。
- (4) 事務局から今後の審議日程を説明した。
- ・8月3日(水)午前10時から第3回地域別専門部会を開催予定。